

雇用保険料及び国庫負担の推移

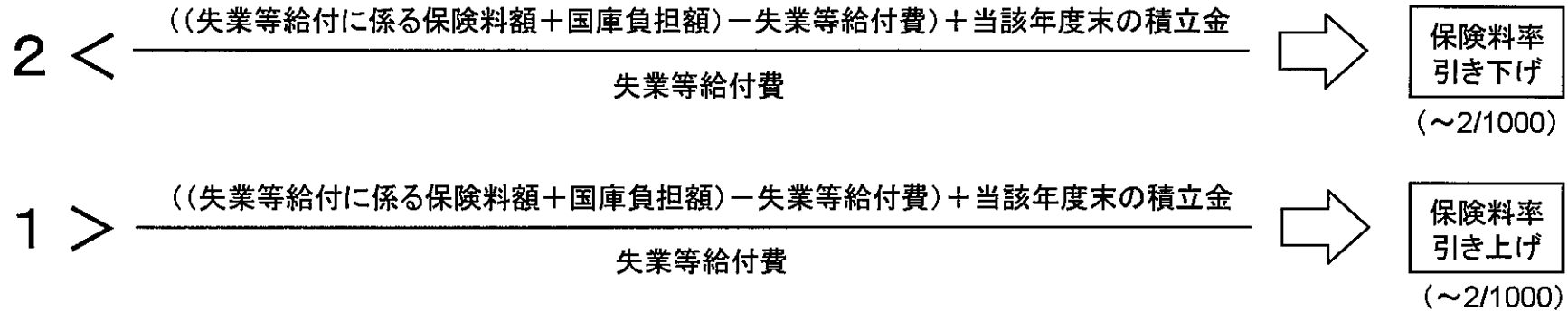
	雇 用 保 険 料			国庫負担率
		失業等給付保険料率 (労使折半)	三事業保険料率 (使用者負担)	
失業保険(昭22)	$\frac{22}{1,000}$	$\frac{22}{1,000}$		$\frac{1}{3}$
(昭24)	$\frac{20}{1,000}$	$\frac{20}{1,000}$		↓
(昭27)	$\frac{16}{1,000}$	$\frac{16}{1,000}$		↓
(昭34)	↓	↓		$\frac{1}{4}$
(昭35)	$\frac{14}{1,000}$	$\frac{14}{1,000}$		↓
(昭45)	$\frac{13}{1,000}$	$\frac{13}{1,000}$		↓
雇用保険(昭50)	$\frac{13}{1,000}$	$\frac{10}{1,000}$	$\frac{3.0}{1,000}$	↓
(昭53)	$\frac{13.5}{1,000}$	↓	$\frac{3.5}{1,000}$ (法改正)	↓
(昭54)	$\frac{14.5}{1,000}$	$\frac{11}{1,000}$ (法改正)	↓	↓
(昭56)	$\frac{14.0}{1,000}$	↓	$\frac{3.0}{1,000}$ (弾力)	↓
(昭57)	$\frac{14.5}{1,000}$	↓	$\frac{3.5}{1,000}$ (弾力)	↓
(昭61)	$\frac{14.0}{1,000}$	↓	$\frac{3.0}{1,000}$ (弾力)	↓
(昭63)	$\frac{14.5}{1,000}$	↓	$\frac{3.5}{1,000}$ (弾力)	↓
(平4)	$\frac{12.5}{1,000}$	$\frac{9}{1,000}$ (弾力)	↓	22.5% ($\frac{1}{4} \times 0.9$)
(平5)	$\frac{11.5}{1,000}$	$\frac{8}{1,000}$ (法改正)	↓	20.0% ($\frac{1}{4} \times 0.8$)
(平10)	↓	↓	↓	14.0% ($20.0\% \times 0.7$)
(平13)	$\frac{15.5}{1,000}$	$\frac{12}{1,000}$ (法改正)	↓	$\frac{1}{4}$
(平14)	$\frac{17.5}{1,000}$	$\frac{14}{1,000}$ (弾力)	↓	↓
(平15)	$\frac{19.5}{1,000}$	$\frac{16}{1,000}$ (法改正)	↓	↓

- (注1) 農林水産業、清酒製造業及び建設業の失業等給付保険料率については労使双方1/1000ずつの上乗せがあり、また、建設業の三事業保険料率については、1/1000の上乗せがある。
- (注2) 平成15年度法改正により、失業等給付の保険料率が16/1000とされたが、法律の附則により平成15年度及び16年度は暫定的に14/1000とされた。

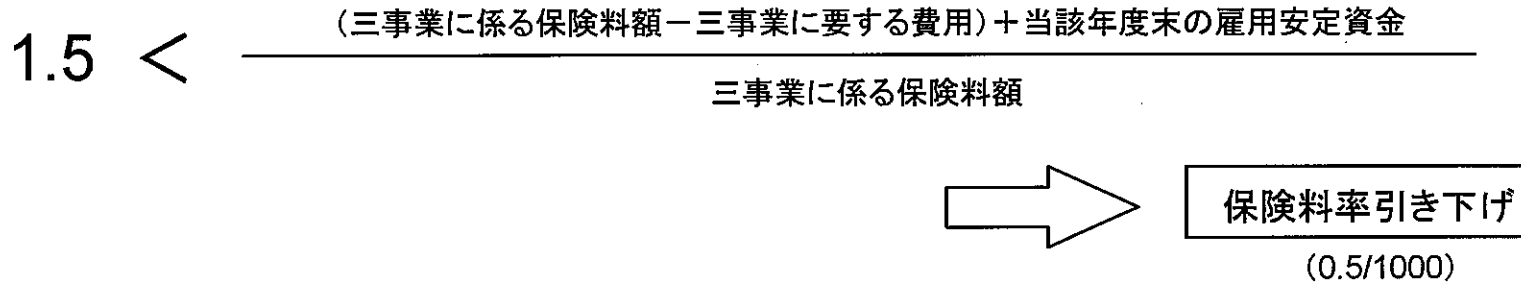
雇用保険制度における弾力条項について

(労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号)第12条第5項及び第7項)

失業等給付に係る弾力条項



雇用保険三事業に係る弾力条項



特別会計の見直しについて－制度の再点検と改革の方向性－
(平成17年11月21日 財政制度等審議会報告)(抄)

Ⅱ 各特別会計の見直しの方向

(4) 労働保険特別会計

② 現時点における再検討・方向性

雇用保険等については、現時点においても、セーフティネットとして国として行う必要性が認められるとともに、保険料財源を中心に運営されていることから区分経理の必要性も認められる。

しかしながら、雇用保険三事業については、近年の雇用失業情勢に照らし、保険料財源を使って安易に事業を進めるなど本来の目的を逸しているものもあるのではないかとの批判がある。このため、これら事業については、真に雇用・就業に資するかどうかという観点から、目標管理の手法を活用するなどの取組も進められているが、単なる事業の効果の評価にとどまることなく、事業のそもそもの必要性にまで遡り、それぞれの事業の廃止を含めた見直しにより、事業全体の更なる縮減・合理化を厳しく行っていくべきである。

なお、雇用保険制度の根幹である失業等給付が労使の共同連帯による保険制度であることや、諸外国における国庫負担率に鑑みれば、雇用保険制度全体についても、国庫負担の在り方も含め見直しを検討すべきである。

行政改革の重要方針（抄）

平成17年12月24日
閣 議 決 定

3 特別会計改革

- ④ 労働保険特別会計については、原則として純粋な保険給付事業に限り本特別会計にて経理するものとし、労働福祉事業及び雇用保険3事業については、廃止も含め徹底的な見直しを行うものとする。また、失業給付事業における国庫負担の在り方については、廃止を含め検討するものとする。

※ 特別会計整理合理化計画骨子（平成17年12月21日 自由民主党行政改革推進本部特別会計改革委員会）と同文。

○ 簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）（抄）

（労働保険特別会計に係る見直し）

第二十三条 労働保険特別会計において経理される事業は、労災保険法の規定による保険給付に係る事業及び雇用保険法の規定による失業等給付に係る事業に限ることを基本とし、労災保険法の規定による労働福祉事業並びに雇用保険法の規定による雇用安定事業、能力開発事業及び雇用福祉事業については、廃止を含めた見直しを行うものとする。

2 雇用保険法第六十六条の規定による国庫負担（失業等給付に係るものに限る。）の在り方については、廃止を含めて検討するものとする。

歳出・歳入一体改革に向けた基本的考え方について
(平成18年6月14日 財政制度等審議会報告)(抄)

Ⅱ. 各歳出分野における中期的な歳出改革方策

2. 社会保障

(3) 雇用

雇用については、特別会計改革の観点から、雇用保険三事業(雇用安定事業、能力開発事業、雇用福祉事業)の見直しを進めてきた。更に、「行政改革推進法」において、雇用保険の国庫負担(失業等給付に係るものに限る。)の在り方については、廃止を含めて検討するものとされた。

この特別会計改革の趣旨を踏まえ、雇用保険制度の根幹である失業等給付が、被用者のみを対象とする労使の共同連帯による保険制度であることを考えれば、平成19年度予算編成において国庫負担の廃止を含めた在り方の見直しを行うべきである。

また、雇用保険三事業についても、失業等給付の抑制に資する観点から、事業の在り方そのものについても抜本的な見直しを行う必要がある。

なお、雇用対策については、引き続き、雇用のミスマッチが依然として大きい若年者対策や雇用情勢の地域差の改善、更には、障害者も自らの選択により社会の支え手として働き、納税者にもなり得るような環境整備など、多様な働き方や円滑な労働移動等の実現による就業機会の確保等を図っていく必要がある。

経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006(抄)

平成18年7月7日

閣議決定

別紙

社会保障

<雇用>

- ・ 失業等給付の国庫負担の在り方については、「廃止を含めて検討する」という「行政改革推進法」の趣旨を踏まえ、かつ、昨今の雇用保険財政の状況(積立金2.5兆円)にかんがみ、2007年度において、廃止を含む見直しを行う。

雇用保険三事業の見直しについて

平成 18 年 7 月 26 日
雇用保険三事業見直し検討会

雇用保険三事業の見直しについて

1. 雇用保険三事業見直しの背景

雇用保険三事業（以下「三事業」という。）については、平成17年12月24日に閣議決定された「行政改革の重要方針」において、「労働保険特別会計については、原則として純粋な保険給付事業に限り本特別会計にて経理するものとし、労働福祉事業及び雇用保険3事業については、廃止も含め徹底的な見直しを行うものとする」とされおり、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律第23条第1項においても同様の規定が設けられたところである。

これを踏まえ、三事業については、失業等給付の事業に資する観点から個別の事業ごとに精査の上、真に必要な事業に限定する等事業の廃止も含め徹底的な見直しを行うことが必要である。

このため、費用負担者である事業主の団体の参画により、雇用保険三事業見直し検討会（以下「見直し検討会」という。）を開催し、三事業で行われる各事業について、事業の廃止も含め、徹底した精査を行い、個別事業の見直し・整理案及び三事業全体の再編案を策定することとしたものである。

※ 簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律第23条第1項

労働保険特別会計において（中略）雇用保険法の規定による雇用安定事業、能力開発事業及び雇用福祉事業については、廃止を含めた見直しを行うものとする。

2. 18年度における三事業

18年度における三事業については、以下のように分類される（（ ）は18年度予算額）

(1) 17年度に目標設定した事業【142事業】(3,640億円)

※独立行政法人への交付金による事業の再掲分含む。

(2) 目標未設定の事業等

ア 18年度新規事業【21事業】(40億円)

イ 上記以外の事業

① 8千万円以上の事業【11事業】(155億円)

② 8千万円未満の事業【53事業】(11億円)

ウ その他（システム経費、その他事務費及び経過措置）(227億円)

3. 事業見直し方針

2に掲げる事業の見直しに当たっては、以下の方針で精査することとした。

(1) 2(1)(17年度に目標設定した事業)及び2(2)イ①(8千万円以上で目標未設定事業)

ア 雇用保険事業の附帯事業としての合目的性

(ア) 雇用保険の失業等給付の事業に資するか。

失業の予防又は早期解消、労働市場の環境整備等雇用の安定に資するか、雇用の増につながるか等。

(イ) 合目的性を担保できるか。

いわゆる「ユーザー評価」以外のアウトカム目標が定量的に設定できるか等。

イ 手法の適切性

手法が効果的かどうか、暫定評価も活用し判断。

ウ 積極的な事業の必要性

現時点で積極的に行う必要のある事業であるか。

(注1) 必要な経過措置は19年度以降も措置。

(注2) 19年度より、三事業の各事業については、経過措置及び廃止予定事業を除き、小規模のものも含めすべて目標設定することとする。

(※) 財政制度等審議会の審議において全ての事業の目標設定の必要性が指摘されていることを踏まえ措置。

(2) 2 (2) アの事業 (18年度新規事業)

適切な目標を設定することとする。

(3) 2 (2) イ②の事業 (8千万円未満で目標未設定事業)

廃止・整理する。

4. 事業精査の結果

上記3の方針に従い、三事業による各事業（以下「雇用安定等事業」という。）について精査した結果、

① かつて勤労者福祉施設の整備等を行っていた雇用福祉事業は、失業の予防又は早期解消、労働市場の環境整備等雇用の安定に資するか、雇用の増につながるか等失業等給付の事業に資するかどうか検討したところ、必ずしもそのような目的を有していないものも相当程度あることから、事業類型としては廃止することが適当である。ただし、個別事業（事業内容等を見直したものも含む。）について、失業等給付の事業に資するものであり、かつ、効果的な事業であるものについては、雇用安定事業又は能力開発事業として実施することが適当である。

② 雇用安定事業及び能力開発事業については、成果に係る評価等により手法の適切性や積極的な事業の必要性を精査した結果、事業の廃止又は見直しを必要とするものや過剰予算となっているものもあり、徹底した整理合理化が必要である。

（参考）雇用安定事業及び能力開発事業のうち雇用安定等事業として廃止【15】（117億円）

※別紙1中×の内数

雇用安定事業及び能力開発事業のうち廃止・見直しが必要な事業【22】（666億円）

※別紙1中1、2及び3

雇用安定事業及び能力開発事業のうち予算削減が必要な事業【12】(868億円)

※別紙1中4

※独立行政法人への運営費交付金を除く。

- ③ このような見直しにより、既存事業については、現在の経済情勢や雇用・失業情勢を前提とすると少なくとも平年度で750～800億円(概ね保険料率0.5/1000に相当)以上の予算額の削減が可能と考えられる。

※三事業に係る保険料率は3.5/1000。雇用安定資金が一定程度に達すると0.5/1000引き下がる。

- ④ また、今後、当面は以下のような雇用対策に重点を置くべきである。

(1) 人口減少下において、若者、高齢者等すべての人の就業参加の実現を目的とした雇用対策の推進

ア フリーターの常用雇用化等若年者雇用対策の強化

イ 団塊世代の高齢化に対応した高齢者雇用対策の推進

ウ 育児期間中の雇用継続、能力開発、再就職の促進等両立支援対策の推進

エ 非正規労働者の安定した雇用の促進

オ 雇用情勢の厳しい地域に重点化した地域雇用対策の推進

カ 福祉と雇用の連携による障害者等の自立・就労支援

(2) 雇用のミスマッチ縮小のための求職者・労働者に着目した雇用対策の推進

ア 雇用保険受給資格者の早期再就職の促進

- イ 離職予定在職者や転職希望者の失業を経ない再就職の促進
- ウ 中小企業における人材確保及び職業能力開発の促進
- エ 雇用管理の改善による職場定着の促進等
- オ ミスマッチ縮小のための職業能力開発対策の推進

⑤ さらに、継続的な見直し体制を確立する観点から、PDCAサイクルによる目標管理の徹底と事業の合目的性、必要性及び効率性の不断のチェックを行うため、費用負担者である事業主の団体の参画を得た上で、雇用安定等事業について継続的な評価・見直しを実施するべきである。また、新規事業の創設に当たっては、予算案段階での十分なチェック等透明性を高めるとともに、既存事業の廃止・縮減といったいわゆるスクラップ・アンド・ビルドの手法の活用を図る必要がある。

⑥ 上記①～⑤について、平成19年度予算案にも可能な限り反映させるよう努めるべきである。

との結論を得た。

なお、3(1)の方針に基づく雇用安定等事業の精査結果は別紙1～5のとおりである。